(十四)	第四十七条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	敷地の位置
		配置図	畜舎等の各部分の高さ
			軒の高さ
			地盤面の異なる区域の境界線
			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
		日影図	縮尺及び方位
			敷地境界線
			建築基準法第五十六条の二第一項に規定する対象区域の境界線
			建築基準法別表第四(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線
			高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線
			日影時間の異なる区域の境界線
			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員
			敷地内における畜舎等の位置
			平均地盤面からの畜舎等の各部分の高さ
			第四十七条第一項の水平面（以下この項において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離五メートル及び十メートルの線（以下この項において「測定線」という。）
			畜舎等が冬至日の真太陽時による午前八時から三十分ごとに午後四時まで（道の区域内にあっては、午前九時から三十分ごとに午後三時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状
			畜舎等が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあっては、午前九時から午後三時まで）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間
			畜舎等が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあっては、午前九時から午後三時まで）の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線
			土地の高低
		日影形状算定表	平均地盤面からの畜舎等の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式
		二面以上の断面図	平均地盤面
			地盤面及び平均地盤面からの畜舎等の各部分の高さ
			隣地又はこれに連接する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面
		平均地盤面算定表	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
(十五)	第四十八条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	敷地の位置
		配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ
	第四十八条第二項の規定が適用される畜舎等	第四十八条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第四十八条第二項の規定の適合性審査に必要な畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する事項
(十六)	第五十条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	敷地の位置
		二面以上の断面図	敷地境界線
			敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
(十七)	第五十一条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	敷地の位置
		配置図	壁面線
			申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置
			門又は塀の位置及び高さ
		二面以上の断面図	敷地境界線
			壁面線
			門又は塀の位置及び高さ
(十八)	第五十四条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	敷地の位置
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線
			特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
			申請に係る畜舎等の壁又はこれに代わる柱の位置
			建築基準法第六十条第二項の規定により国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
		二面以上の断面図	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置